

選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書を国に提出することを要望する陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 13 号

受理年月日 令和元年 6 月 13 日

付託年月日 令和元年 6 月 20 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 選択的夫婦別姓制度とは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度です。現在の民法のもとでは、結婚に際して、夫婦のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。そして、現実には 96% が夫の氏を選び、妻が氏を改めています。

平成 30 年 2 月 26 日に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」では選択的夫婦別姓制度の導入に賛成が 42.5% に達し、反対の 29.3% を大きく上回る結果でした。また同年 3 月 20 日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁しました。

夫婦同姓を定めた明治や昭和と比べ現在の平均初婚年齢は高く、東京では男女共に 30 歳を超えています。生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多く、改姓時に必要な事務手続きは増えています。戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくありません。少子化により一人っ子同士のカップルが増えたことで、「改姓しなくていいなら結婚したい」という声も聞かれます。子連れ再婚や高齢の結婚で改姓がハードルとなる場合もあります。

選択的夫婦別姓制度の導入は、「同じ姓の方が一体感が深まる」と考える人は引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要に応じて別姓を選べるようにするものです。改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会につながります。

法的根拠のない通称使用は広がっていますが、災害時の本人確認では 2 つの「姓」を使い分けることによる混乱が生じることもあります。

つきましては、夫婦で同姓にしたい場合も、別姓にしたい場合も、どちらでも婚姻はできるように選択的夫婦別姓について国会で審議することを求める意見書を、江戸川区議会から国に対して提出いただきますよう陳情いたします。